

「特定複合観光施設区域の整備に関する法律案」（いわゆる「カジノ解禁推進法案」）の再提出に抗議し法案に反対する会長声明

1 去る平成27年4月28日に、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（以下「本法案」という。）が国会に提出された。本法案は、カジノを含む特定複合観光施設区域の整備推進を目的とし、そのための関係諸法令を整備するための基本法的な性格を有するものとされているが、とりわけ「カジノを解禁する」という結論を定めており、様々な議論が起こっている。本法案は、昨年秋の臨時国会において、議論が紛糾し審議が進まないまま、衆議院の解散によって廃案となったにも拘わらず、再提出されたものであった。

2 ところが、与党である公明党は法案提出に慎重な立場を崩しておらず、結果、自民党、維新の党、次世代の党の3党による提出となり、公明党は“黙認”という形態を取らざるを得なかったようである。しかも、昨今の報道では、5月8日に開催された兵庫県遊技業組合連合会青年部会の定時総会で、末松信介参議院議員が来賓として挨拶した中において、参議院自民党政策審議会での勉強会では7割の議員が反対の意見を持っていることを報告したとのことであり、また、毎日新聞の今回の全国世論調査の結果として、本法案には「反対」が57%を占め、「賛成」は28%に止まり、自民党の支持層でも54%が法案に反対していることが明らかとなっている（平成27年5月25日毎日新聞）。

そもそも、本法案については、日弁連に加えて、実に全国35弁護士会と1弁護士会連合会において、反対等の会長声明が出されているなど、反対の意見が根強い。

当会は、平成26年9月24日に、本来、刑法によって違法とされている賭博そのものであるカジノを解禁する経済的観点からの合理性の検証が十分ではなく、むしろ、その弊害に対する懸念が払拭できないことから、国に対して慎重な審理を求めた。本法案提出は、こうした反対の声を押しきっての提出である。

本法案には、前回の法案と異なり、弊害除去のために「外国人旅客以外の者に係るカジノ施設の利用による悪影響を防止する観点から、カジノ施設に入場することができる者の範囲の設定その他のカジノ施設への入場に関し必要な措置を講ずるものとする。」（法案第10条第2項）という規定を挿入したが、韓国の江原ランドが当初内国人の入場を否定していた後に解禁された歴史を踏まえれば、かかる規定によって弊害が除去できるのか、実効性には強い疑問が残るもので、何ら、抜本的な対策となっていない。

そうした中であって、当会は、このような懸念を払拭するに至らない現段階での本法案の再提出に、抗議するものである。

- 3 既に各所において指摘されているとおり、カジノ解禁は、地域風俗環境の悪化を招き、マネーロンダリングの危険があり、青少年への悪影響があるなど、その害悪は計り知れないものがある。中でも、問題視されるのは、ギャンブル依存症である。我が国には、既に、競馬・競輪・競艇・パチンコ・宝くじ等といったギャンブルが存在しており、厚労省委託研究では我が国には約536万人もの病的賭博を疑われる者が存在し、諸外国平均よりも遥かに高いギャンブル依存症に当たる者の推計が出されている。

カジノ解禁はギャンブル依存症を増大させることになり看過できない。

4 本法案を推進する立場の者が強力に主張するのは、カジノ解禁による経済効果である。確かに、雇用の増大や建築関係では一時的に経済効果が見込めることは理解できる。しかし、経済効果は持続性がなければ意味がないことである。

カジノ解禁によって内国民を入れることを許諾した韓国の江原ランドは、カジノに金銭をつぎ込む者のために質屋が立ち並び、治安の大幅な悪化を招いてしまい、かえって人口が減少してしまうなど、弊害の方が大きかった。我が国でも公営ギャンブル施設の閉鎖事例が相次いでおり、売上減少状況が続く船橋オートレースが閉鎖を決めたことは記憶に新しい。

このように、持続的な経済効果が見込めるのかについての十分な検証がなされたとは到底言い難く、他方で、上述したとおりの大きな弊害があることを踏まえれば、現時点で、カジノ解禁の合理性が検証されたとは言えない。

5 よって、本法案については、依然として十分な審理を経たとは言えず、弊害に対する対策が不十分なままであり、現時点における成立の妥当性が見出せない以上、当会は、本法案に対する反対の意見を表明し、再提出に抗議するものである。

2015年（平成27年）6月17日

宮崎県弁護士会会長 町 元 真 也